

志摩グリーンアドベンチャー「アトラクションフィールド」利用約款

第1条(約款の適用)

志摩グリーンアドベンチャー「アトラクションフィールド」(以下、「当施設」)の運営者である株式会社ゴルフアンドリゾート(以下、「当施設関係会社」)と当施設の利用者(以下、「利用者」)との間で締結する当施設の利用契約(以下、「利用契約」)は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に公正妥当と認められている慣習によるものとしします。

第2条(利用契約の成立)

利用契約は、利用者が正規な入園チケットを取得した時に成立するものとしします。但し、当施設が利用を拒絶したときは、この限りではありません。

第3条(利用料金等)

1. 当施設が定めるところにより、各アトラクション、サービスの利用について料金等をいただく場合があります。利用料金等については、志摩グリーンアドベンチャー・オフィシャル WEB サイト(以下、「オフィシャル WEB サイト」)等でご案内します。
2. 利用料金等は、オフィシャル WEB サイト等で事前にチケットを購入するか、当日に志摩グリーンアドベンチャーウエルカムハウスチケットカウンターその他当施設内の所定の場所にてお支払いください。
3. 当施設が適切と判断する方法により事前に告知することにより、利用料金等を追加や変更できるものとしします。

第4条(利用の拒絶)

当施設は、次の場合には、利用を拒絶することができるものとしします。

- ①満員で当施設の入園者枠に余裕がないとき
- ②天災その他やむを得ない事情により当施設を閉園するとき
- ③利用者または同伴者が暴力団員、暴力団関係団体に属する者またはそれらの関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき
- ④利用者または同伴者が当施設もしくは当施設の従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- ⑤利用者または同伴者が他の利用者に迷惑をかける恐れのあるとき
- ⑥利用者または同伴者が当施設にふさわしくない服装や他の利用者に不快感、恐怖感を与えてしまう恐れのあるとき
- ⑦その他の理由により当施設を利用する事がこのましくない事由が認められたとき

第5条(営業日、営業時間、休園日)

1. 当施設の営業日、アトラクション営業時間、休園日は、当施設の定めるところによります。但し、以下のいずれかの事由が生じた場合、利用者に事前に通知することなく、当施設が必要な期間、当施設の全部または一部の中止、中断、休止、変更、営業時間の変更(短縮等)、入園者数の制限または臨時休園を行えるものとしします。
 - ①安全上、技術上またはシステム上、各施設や設備等の保守を行う場合

- ②天災地変、火災、停電(計画停電を含みます。)、交通機関の運休等により当施設の運営が困難になった場合
 - ③感染症のまん延または行政庁からの営業の縮小もしくは中止の要請その他の行政指導等により当施設の運営が困難になった場合
 - ④その他当施設が前各号に準じる事由が生じたと判断した場合
2. 前項により利用者に損害等が発生した場合、当施設および当施設関係会社は、法令に基づき賠償義務が発生する場合を除き責任を負わないものとします。

第6条(アトラクションの利用)

アトラクション利用者は、当施設が定めたアトラクション体験条件(年齢や身長・体重その他の利用制限事項)、その他注意事項ならびに当施設の従業員による指示を遵守しなければなりません。アトラクション体験条件を満たさない場合や安全上のルールや当施設の従業員の指示に従わない方は、体験をお断りします。また、悪天候、混雑状況、利用者の体調、飲酒や薬物の摂取状況、その他の諸般の事情により、ご希望のアトラクションの体験をお断りしたり、体験ができなかったりすることがあります。なお、同様の理由によりアトラクションの利用開始後に体験が変更・中止となった場合、利用料金等の払い戻しはいたしません。

第7条(携帯品、車両の盗難損傷等)

携帯品その他の物品、金品や駐車場における車両および車内物品、金品の盗難、損傷等につきましては、当施設は一切の責任を負いません。

第8条(コインロッカー、手荷物預り)

コインロッカーは、当日の営業時間内に限り利用が可能です。また、コインロッカー内の金品等の事故が発生した場合、当施設は一切の責任を負いません。

手荷物預りの営業時間はコインロッカーに準じることとし、預り品は預り証の持参人に預り証と引き換えにお返しいたします。なお、預り証の持参人に預り品をお返しする限り、当施設および当施設関係会社は免責されます。

第9条(第三者への損害等)

利用者がこの約款に違反するなど自らの行為で第三者に損害等が発生させた場合、または、利用者自身がこの約款に違反するなど自らの行為で怪我その他の損害等をこうむった場合には、当施設は一切の賠償の責を負いません。

第10条(当施設内の設備等の損害)

利用者が故意または過失により、当施設または当施設内の設備等に損害を与えた場合は、その損害賠償を利用者に対し請求いたします。

第11条(当施設への持込禁止品)

1. 当施設内へは次のものは持込禁止とします。

- ①自転車・バイク・キックボード・スケートボード、パーソナルモビリティ等の乗り物(車いす、ベビーカーを除く)
- ②ボール、ラケット等のスポーツ用具、虫取り網カゴ、釣り具

- ③エアガン、モデルガン等
 - ②テーブル、ビーチパラソル、テント等
 - ③ラジコン飛行機、ラジコンカー、ドローン(ドローン貸切エリアを除く)等
 - ④花火等、発火の危険がある物品
 - ⑤ペットその他の動物(但し、盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)
 - ⑧その他危険物品、他の利用者に支障を及ぼす恐れのある物品
2. 前項の実効性を確保するため、当施設の従業員は、入園時等に利用者の鞆、袋その他の内容の提示を求め、手荷物検査を行うことができるものとします。

第12条(当施設内での禁止行為および退園処置)

当施設内では次の行為は禁止いたします。また、禁止行為を行なった場合には当施設を退園頂くこととなります。なお、この際、チケット、利用料金等の払戻はいたしません。

- ①当施設または当施設内の設備等の損傷または汚損、備品の持ち出し行為
- ②植物の伐採または採取、植物を痛める行為
- ③土石の採取、その他の土地の形質の変更行為
- ④昆虫、鳥獣魚類の捕獲・殺傷行為
- ⑤当施設内での火の使用(たき火、バーベキュー等)
- ⑥はり紙、はり札、その他の広告物を許可なく掲示
- ⑦無許可の物品の販売、配布、または募金、署名活動、ビラの配布やデモの集会、演説
- ⑧指定場所以外への車両の乗り入れ
- ⑨ごみの投棄
- ⑩立入禁止区域内への立入り
- ⑪指定場所以外での喫煙
- ⑫スポーツ等他の利用者に支障を及ぼす恐れのある行為
- ⑬野生動物に食べ物を与える行為
- ⑭許可なきブライダル、モデル等の撮影、商業利用を目的とした録音および撮影
- ⑮その他当施設の管理、営業上支障を及ぼす恐れがあり、他の利用者等の迷惑となる行為や当施設の従業員が制止する行為

第13条(個人情報の取扱い)

1. 当施設は、当施設の運営上取得する利用者等の個人情報を、当施設の定めるプライバシーポリシーに則って管理します。
2. 当施設内では、各施設、アトラクションやプログラム等を撮影する場合があります。その際、利用者が撮影の対象になる場合がありますが、利用者は、当該撮影に同意するものとします。また、撮影物は、報道、広告宣伝、プロモーション、販売商品等に使用される場合があります。
3. 当施設では、保安の目的で監視カメラを設置しています。当該監視カメラによって撮影された写真、画像や映像は、保安や防犯等の必要に応じて利用または第三者(捜査機関等を含みます。)に提供される場合があります。なお、当該写真、画像や映像は、当施設の規定に則り、厳重に管理した上で一定期間経過後に消去いたします。

4. 利用者が当施設内で撮影した写真、画像や動画は、他の利用者の迷惑とならない範囲で、かつ、私的利用の目的にのみ使用できます。
5. 当施設の従業員等の写真、画像や動画の撮影を希望される場合は、事前に当該従業員等本人から同意を得てください。

第14条(諸規則の遵守)

利用者は、この約款および当施設の従業員の口頭または掲示物による指示、当施設の定める規則を遵守するものとします。

第15条(この約款の変更)

1. 当施設は、以下の場合に、当施設の裁量により、この約款を変更することができるものとします。
 - ①この約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - ②この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. この約款を変更する場合、当施設は、あらかじめ利用者に対して、オフィシャルWEBサイトへの掲載その他当施設の所定の方法により、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を告知するものとします。
3. 変更後の約款の効力発生日以降に利用者が当施設を利用したときは、利用者は、この約款の変更に同意したものとみなします。

第16条(施行)

この約款は令和6年6月1日より施行するものとします。